

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">別紙様式第1号の2（第17条の7関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険株式会社</p> <p style="text-align: center;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 計算関係書類の監査 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社 計算規則第130条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第118条第3号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該 事項についての意見</p>	<p style="text-align: center;">別紙様式第1号の2（第17条の7関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険株式会社</p> <p style="text-align: center;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 計算関係書類の監査 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社 計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第127条に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項に ついての意見</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>別紙様式第1号の3（第17条の7関係） （日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監 査 役 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保険株式会社 監査役会</p> <p style="text-align: right;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">（自 署）</p> <p style="text-align: right;">監査役 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 計算関係書類の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社計算規則第130条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容と当該事項に係る当該監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、当該事項に係る監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第118条第3号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p>別紙様式第1号の3（第17条の7関係） （日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監 査 役 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保険株式会社 監査役会</p> <p style="text-align: right;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">（自 署）</p> <p style="text-align: right;">監査役 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 計算関係書類の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容と当該事項に係る当該監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、当該事項に係る監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第127条に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">別紙様式第1号の4（第17条の7関係） （日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監 査 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="margin-left: 200px;">年 月 日</p> <p>保険株式会社 監査委員会</p> <p>監査委員 氏 名 印</p> <p style="margin-left: 100px;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 計算関係書類の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社計算規則第130条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第118条第3号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p style="text-align: center;">別紙様式第1号の4（第17条の7関係） （日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監 査 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="margin-left: 200px;">年 月 日</p> <p>保険株式会社 監査委員会</p> <p>監査委員 氏 名 印</p> <p style="margin-left: 100px;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 計算関係書類の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第127条に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">別紙様式第1号の6（第17条の7関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="margin-left: 200px;">年 月 日</p> <p>少額短期保険株式会社</p> <p>監査役（常勤）氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">（自 署）</p> <p style="text-align: right;">印</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 計算関係書類の監査</p> <p style="margin-left: 20px;">(1)・(2) (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 会計監査人設置会社における監査 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p style="margin-left: 40px;">(略)</p> <p style="margin-left: 40px;">会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社計算規則第130条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p style="margin-left: 20px;">③～⑤ (略)</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p style="margin-left: 20px;">次に掲げる事項を記載すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1)～(5) (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">(6) 会社法施行規則第118条第3号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p style="text-align: center;">別紙様式第1号の6（第17条の7関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="margin-left: 200px;">年 月 日</p> <p>少額短期保険株式会社</p> <p>監査役（常勤）氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">（自 署）</p> <p style="text-align: right;">印</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 計算関係書類の監査</p> <p style="margin-left: 20px;">(1)・(2) (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 会計監査人設置会社における監査 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p style="margin-left: 40px;">(略)</p> <p style="margin-left: 40px;">会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p style="margin-left: 20px;">③～⑤ (略)</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p style="margin-left: 20px;">次に掲げる事項を記載すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1)～(5) (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">(6) 会社法施行規則第127条に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行																														
<p>別紙様式第1号の7（第17条の7関係） （日本工業規格A4）</p> <table border="1" data-bbox="148 436 1311 678"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">監査役会監査報告書</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">少額短期保険株式会社 監査役会</td> </tr> <tr> <td>監査役（常勤）</td> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（自署）</td> <td></td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 計算関係書類の監査</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計監査人設置会社における監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(略)</p> <p>会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由（会社計算規則第130条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容と当該事項に係る当該監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、当該事項に係る監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第118条第3号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	監査役会監査報告書		年 月 日	少額短期保険株式会社 監査役会			監査役（常勤）	氏名	印	監査役	氏名	印		（自署）		<p>別紙様式第1号の7（第17条の7関係） （日本工業規格A4）</p> <table border="1" data-bbox="1374 436 2538 678"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">監査役会監査報告書</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">少額短期保険株式会社 監査役会</td> </tr> <tr> <td>監査役（常勤）</td> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（自署）</td> <td></td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 計算関係書類の監査</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計監査人設置会社における監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(略)</p> <p>会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由（会社計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>～ (略)</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容と当該事項に係る当該監査役の監査役監査報告の内容が異なる場合には、当該事項に係る監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第127条に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	監査役会監査報告書		年 月 日	少額短期保険株式会社 監査役会			監査役（常勤）	氏名	印	監査役	氏名	印		（自署）	
監査役会監査報告書		年 月 日																													
少額短期保険株式会社 監査役会																															
監査役（常勤）	氏名	印																													
監査役	氏名	印																													
	（自署）																														
監査役会監査報告書		年 月 日																													
少額短期保険株式会社 監査役会																															
監査役（常勤）	氏名	印																													
監査役	氏名	印																													
	（自署）																														

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第1号の8（第17条の7関係） （日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監査委員会監査報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>少額短期保険株式会社 監査委員会</p> <p>監査委員 氏 名 印</p> <p>（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 計算関係書類の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由（会社計算規則第130条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 事業報告の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第118条第3号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p>別紙様式第1号の8（第17条の7関係） （日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監査委員会監査報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>少額短期保険株式会社 監査委員会</p> <p>監査委員 氏 名 印</p> <p>（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 計算関係書類の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由（会社計算規則第158条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 事業報告の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第127条に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>別紙様式第4号（第15条の2関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">株 主 総 会 参 考 書 類</p> <p>1 議案 (1) 会社の提案に係るもの (2) 株主の提案に係るもの 2 議案につき会社法第384条又は第389条第3項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要 3 その他株主の議決権の行使について参考となると認める事項</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 役員を選任に関する議案 (1)～(3) （略） (4) 会計監査人の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 ①～⑥ （略）</p> <p>株式会社が開業会社である場合において、当該候補者が当該株式会社の親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあつては、当該株式会社）の子会社(当該株式会社を除く。)若しくは関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）(当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。)から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>別紙様式第4号（第15条の2関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">株 主 総 会 参 考 書 類</p> <p>1 議案 (1) 会社の提案に係るもの (2) 株主の提案に係るもの 2 議案につき会社法第384条又は第389条第3項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要 3 その他株主の議決権の行使について参考となると認める事項</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 役員を選任に関する議案 (1)～(3) （略） (4) 会計監査人の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 ①～⑥ （略）</p> <p>株式会社が開業会社である場合において、当該候補者が当該株式会社の親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあつては、当該株式会社）の子会社(当該株式会社を除く。)若しくは関連会社（会社計算規則第2条第3項第19号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）(当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。)から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容</p> <p>2～7 （略）</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第6号（第59条関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1 （略） 第2 年度中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表 （生命保険株式会社） （略） （損害保険株式会社） （略） （記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(11) （略） (12) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額 (13)～(21) （略） 2～5 （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>別紙様式第6号（第59条関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1 （略） 第2 年度中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表 （生命保険株式会社） （略） （損害保険株式会社） （略） （記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(11) （略） (12) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額 (13)～(21) （略） 2～5 （略）</p> <p>（以下略）</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第6号の2（第59条関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1 （略） 第2 年度中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表 （生命保険株式会社） （略） （損害保険株式会社） （略） （記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(11) （略） (12) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額 (13)～(21) （略） 2～5 （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>別紙様式第6号の2（第59条関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1 （略） 第2 年度中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表 （生命保険株式会社） （略） （損害保険株式会社） （略） （記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(11) （略） (12) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額 (13)～(21) （略） 2～5 （略）</p> <p>（以下略）</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業報告書</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 （記載上の注意） 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第3号の規定に従い記載すること。</p> <p>8～10 （略）</p> <p>第2・3 （略）</p> <p>第4 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 （生命保険株式会社） （略） （損害保険株式会社） （略） （記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(8) （略） (9) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額 (10)～(21) （略） (22) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨 (23)～(28) （略）</p> <p>2～7 （略） （生命保険相互会社） （略）</p>	<p>別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業報告書</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 （記載上の注意） 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。</p> <p>8～10 （略）</p> <p>第2・3 （略）</p> <p>第4 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 （生命保険株式会社） （略） （損害保険株式会社） （略） （記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(8) （略） (9) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額 (10)～(21) （略） (22) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨 (23)～(28) （略）</p> <p>2～7 （略） （生命保険相互会社） （略）</p>

<p>(損害保険相互会社)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>第5</p> <p>年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕 損益計算書</p> <p>(生命保険株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(損害保険株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(生命保険相互会社)</p> <p>(略)</p> <p>(損害保険相互会社)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 関連当事者(規則第17条の9第1項第5号又は規則第29条の5第1項第5号に規定する関連当事者をいう。)との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い記載すること(相互会社にあつては、同条の規定に準じて記載すること。)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(損害保険相互会社)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>第5</p> <p>年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕 損益計算書</p> <p>(生命保険株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(損害保険株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(生命保険相互会社)</p> <p>(略)</p> <p>(損害保険相互会社)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 関連当事者(規則第17条の9第1項第5号又は規則第29条の5第1項第5号に規定する関連当事者をいう。)との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること(相互会社にあつては、同条の規定に準じて記載すること。)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	---

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係） (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業報告書</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (記載上の注意) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第3号の規定に従い記載すること。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第2・3 (略)</p> <p>第4</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 (生命保険株式会社)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(損害保険株式会社)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額 (10)～(21) (略)</p> <p>(22) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨 (23)～(28) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(生命保険相互会社)</p>	<p style="text-align: center;">別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係） (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業報告書</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (記載上の注意) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第2・3 (略)</p> <p>第4</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 (生命保険株式会社)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(損害保険株式会社)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額 (10)～(21) (略)</p> <p>(22) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨 (23)～(28) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(生命保険相互会社)</p>

<p>(損害保険相互会社) (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>第5</p> <p style="text-align: center;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕 損益計算書</p> <p>(生命保険株式会社) (略)</p> <p>(損害保険株式会社) (略)</p> <p>(生命保険相互会社) (略)</p> <p>(損害保険相互会社) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 関連当事者(規則第17条の9第1項第5号又は規則第29条の5第1項第5号に規定する関連当事者をいう。)との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い記載すること(相互会社にあつては、同条の規定に準じて記載すること。)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(損害保険相互会社) (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>第5</p> <p style="text-align: center;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕 損益計算書</p> <p>(生命保険株式会社) (略)</p> <p>(損害保険株式会社) (略)</p> <p>(生命保険相互会社) (略)</p> <p>(損害保険相互会社) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 関連当事者(規則第17条の9第1項第5号又は規則第29条の5第1項第5号に規定する関連当事者をいう。)との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること(相互会社にあつては、同条の規定に準じて記載すること。)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	---

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1 （略） 第2 連結財務諸表 1 （略） 2 連結財務諸表 年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p>(1) （生命保険株式会社及びその子会社等） （略）</p> <p>(2) （損害保険株式会社及びその子会社等） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 （略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(11) （略） (12) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額 (13)～(21) （略） 3～8 （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第1 （略） 第2 連結財務諸表 1 （略） 2 連結財務諸表 年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p>(1) （生命保険株式会社及びその子会社等） （略）</p> <p>(2) （損害保険株式会社及びその子会社等） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 （略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(11) （略） (12) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額 (13)～(21) （略） 3～8 （略）</p> <p>（以下略）</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第 14 号（第 210 の 10 条関係） （日本工業規格 A 4） （略）</p> <p>第 1 （略） 第 2 中間連結財務諸表 1 （略） 2 中間連結貸借対照表 年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表 (1) （生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略） (2) （損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 （略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(8) （略） (9) 関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額 (11)～(18) （略） 3～7 （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>別紙様式第 14 号（第 210 の 10 条関係） （日本工業規格 A 4） （略）</p> <p>第 1 （略） 第 2 中間連結財務諸表 1 （略） 2 中間連結貸借対照表 年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表 (1) （生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略） (2) （損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 （略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(8) （略） (9) 関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 23 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額 (11)～(18) （略） 3～7 （略）</p> <p>（以下略）</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>別紙様式第 15 号（第 210 条の 10 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 1 （略） 第 2 連結財務諸表 1 （略） 2 連結貸借対照表 年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p>(1) （生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略）</p> <p>(2) （損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 （略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(11) （略） (12) 関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額 (13)～(21) （略） 3～8 （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>別紙様式第 15 号（第 210 条の 10 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 1 （略） 第 2 連結財務諸表 1 （略） 2 連結貸借対照表 年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p>(1) （生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略）</p> <p>(2) （損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 （略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(11) （略） (12) 関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 23 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額 (13)～(21) （略） 3～8 （略）</p> <p>（以下略）</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">別紙様式第 16 号の 17（第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 1 事業報告書</p> <p style="text-align: center;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕 事業報告書</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 （記載上の注意） 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第 118 条第 3 号の規定に従い記載すること。</p> <p>8～10 （略）</p> <p>第 2・3 （略）</p> <p>第 4 貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 （少額短期保険株式会社）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 （1）～（5）（略）</p> <p>（6）関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は 2 以上の項目について一括した金額 （7）～（17）（略）</p> <p>（18）会社計算規則第 2 条第 3 項第 51 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨 （19）～（21）（略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p style="text-align: center;">別紙様式第 16 号の 17（第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第 1 事業報告書</p> <p style="text-align: center;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕 事業報告書</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 （記載上の注意） 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第 127 条第 1 号から第 3 号までの規定に従い記載すること。</p> <p>8～10 （略）</p> <p>第 2・3 （略）</p> <p>第 4 貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 （少額短期保険株式会社）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 （1）～（5）（略）</p> <p>（6）関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 23 号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は 2 以上の項目について一括した金額 （7）～（17）（略）</p> <p>（18）会社計算規則第 2 条第 3 項第 72 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨 （19）～（21）（略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（以下略）</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第 16 号の 19(第 211 条の 36 第 4 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表 年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表</p> <p>(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第 16 号の 19(第 211 条の 36 第 4 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表 年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表</p> <p>(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 23 号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>